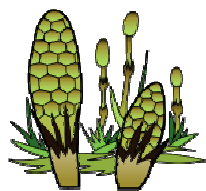


まなびや



第88号 平成27年4月30日

発行：株式会社 測量舎

〒130-0021

東京都墨田区緑1-24-5 4F

TEL：03（3846）1437

FAX：03（3846）1416

E-mail：tokyo@sokuryousha.jp

URL：http://www.sokuryousha.co.jp

この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

<今月のことば>

速いものには需要がある。



<「お陰さま」 by 高橋一雄 >

第136話 回向院



5月2日（土）、3日（日）の両日、第13回両国にぎわい祭りが開催されます。メイン会場は国技館通りですが、それ以外にも、国技館会場、回向院会場、江戸博会場、両国駅広小路会場などがあり、出店やイベントが用意されています。

今回は、会場の一つになっている両国回向院について、少し紹介してみたいと思います。

回向院の始まりは、今からおよそ360年前、1657年にあった明暦の大火（振袖火事）まで遡ります。この火事で、10万8千人もの人が焼死しました。当時の第4代将軍 徳川家綱は、これらの人々を手厚く葬るために、当地に「万人塚」という墳墓を設けました。これが回向院の始まりです。

境内には、力塚があります。これは、日本相撲協会が建立したのですが、天保4年（1833）から明治42年（1909）に旧両国国技館が完成するまでの76年間、毎年回向院において春と秋の二回、相撲が行われていたことによります。また、時代劇などでも有名な、鼠小僧次郎吉の墓もここ回向院にあります。長年捕まらなかった運にあやかろうと、墓石を削ってお守りにする風習があるそうです。ちなみに、荒川区にある南千住回向院には、吉田松陰の墓石があります。

両国にお越しの際は、回向院にも立ち寄ってみてはいかがでしょうか？

平成27年4月

*バックナンバーは弊社ホームページ

「測量舎通信」をご覧ください。

～・～・～ 4月の出来事 ～・～・～

<個人別売上・入金順位>

売上トップ 佐藤さん

入金トップ 佐藤さん

社長より報奨金が贈られます。



<トップ賞>

月間MVP 佐藤さん

ポイント賞 早川さん

社長より報奨金が贈られます。

<早朝勉強会> (自由参加)

7日(火)、14日(火)、21日(火)、28日(火)

の午前7:45～8:30に

早朝勉強会が開催されました。

テーマは「測量作業手順の

解説」でした。



<コラム掲載のお知らせ>

高橋さんが三井不動産レッツプラザ様のHPにてコラムを連載しています。

みなさま、ぜひご覧ください。

<http://www.mitsuifudosan.co.jp/lets/column/index.html>



<編集後記> 山中律子

回向院から隅田川沿いのテラスを浅草まで歩くのも気持ちの良い散歩コースです。

東京スカイツリーからのアクセス



テラスが終わると、アサヒビールも待っています。ここまで、2.5 km弱。体力がありましたらスカイツリーまでどうぞ。3km 強で到着します。



<今月の社員>



中田さん



はじめまして。測量舎一番！の年長者です。
先日友人に誘われ、日ごろの運動不足解消も兼ねて、谷中、上野へとふらふらお散歩へ。遅咲きの桜を楽しんできました。

まるで菊の花のように花びらが重なり、ぼつてりと愛らしい珍しい桜（兼六園菊桜）。

花びらの色が、咲き始めから散るまでの間に少しずつ変化してゆく御衣黄（ギョイコウ）という桜。これも遅咲きの八重です。緑がかった不思議な花びらが中心から赤味を帯びてゆくそうです。



御衣黄とよく似ているウコン桜もまだ花をつけていました。なんとも美しく艶めかしい桜にうっとり・・・。

時間をわすれ、しばし見とれてしまいました。
日暮里から谷中霊園、上野公園辺りまで。途中の著名なお寺さんでご利益を頂き、お天気もよく日頃の行いの良さがチラリ。

お花だけでなく新緑もこの時期独特のやわらかい緑色がとてもきれいです。大きな木の下は如何してこんなに気持ちが良いのでしょうか。とっても落ち着きます。

これからは国立博物館に植えられた大きなゆりの木に花がつく頃かしら。博物館の裏庭を覗くと色々な草木に癒されます。向島百花園もよし、有名な亀戸天神の藤の花も見ごろ。のんびり歩けば思わぬおいしいものにめぐり合い、可愛い小物のお店を覗き込み。

ああ・・・次のお休みが待ち遠しい

日々、忙しく過ごしている皆様もせっかく気持ちのよい季節ですもの、思い切ってお散歩はいかがでしょうか。沢山歩いた帰り道、夕食がてらの一杯もさぞかし美味かと・・・。

そして翌日の私は、パワー全開。

～・～・～ 5月の予定 ～・～・～

<5月のお誕生日>

25日 佐久間さん



<社長と面接> (希望者のみ)

- ・14日, 21日, 28日(毎週木曜日)
18:15～18:45

<現場打合わせ> (グループ長以上参加)

- ・11日, 18日, 25日 (毎週月曜日) の
18:30～です。
6月は(毎週月曜日)の18:30～です。

<社長と飲み会> (自由参加)

- ・14日(木) 18:30～
6月は20日(土)18:30～です。



<特別社内研修> (全員強制参加)

- ・5月16日(土) 9:30～社内研修
13:00～大掃除
16:00～測量舎道場の予定です。
6月はありません。

<早朝勉強会> (自由参加)

- ・12日, 19日, 26日(毎週火曜日)
午前7:45～8:30です。
テーマは「測量作業手順の解説」です。
6月は2日, 9日, 16日, 23日, 30日
(毎週火曜日)の午前7:45～です。



～・～・～富士山測り隊予定～・～・～

暖かくなってきましたので、
毎年恒例の富士山測量観測
「富士山測り隊」の活動を
再開いたします。



今年1回目の観測は6月20日と21日の2日間となっております。お楽しみに！昨年末に行った第19次の活動分まで YouTube に動画をアップしております。

<http://www.youtube.com/user/sokuryousha>





< 相続の学校 >

専任講師 : 高橋 一雄

第5話 昭和26年度以降の税制改正

1949年（昭和24年）のシャープ勧告を受けて実施した、昭和25年度税制改正以後の状況についてお話していきます。

昭和25年当時の相続税の対象となる人は、財閥や地主が占領下政策によって解体させられたため、遺産総額50万円以下の中小資産階層（農家、中小商工業者）の人々がほとんどで、主に家族的な経営を行っていました。これらの人々が財産を相続した場合、家族的経営を維持するには、その財産を分割することが出来ませんでした。そのため単独相続か、配偶者が加わる程度の少人数での遺産分割しか方法がなく、遺産分割をすることによって、相続税の負担を軽減するということが出来ませんでした。遺産分割効果で、税負担を軽減することができる富裕層に対して、これらの人々は相対的に重い税負担となっていたのです。また一生累積課税をするためには、財産取得者は何十年にも渡って、取得した財産の価格を記録保管しておかなければ、税額を計算することが出来ないこととなり、税務署においても全ての納税者の課税資料を、その人が生きている限り保管しなければならず、極めて実施困難な状況となっていたのです。

1951年（昭和26年）9月8日、第二次世界大戦におけるアメリカ合衆国をはじめとする連合国諸国（中国は除く）と、日本との間の戦争状態を終結させるための平和会議（アメリカ合衆国サンフランシスコ市）において、日本は連合国との間の平和条約（サンフランシスコ平和条約）に調印します。

翌1952年（昭和27年）4月28日条約が発効し、これによって日本は、主権を回復し、6年8ヶ月におよぶ連合国の占領下から独立します。日本政府は、この平和条約の発効を待って、税制改正を実施していくのです。

昭和26年度税制改正では、申告書の提出期限を4ヶ月以内から6ヶ月以内に延長させました。昭和27年度税制改正では、基礎控除額が15万円から30万円に引上げられ、税率は25%~90%から20%~70%に引き下げられました。これによって税負担を軽減したのです。昭和28年度税制改正では、累積的取得税が廃止され、遺産取得税方式の相続税と、暦年ごとに財産取得者に課税する贈与税の二本立てとし、納税者と税務署の負担を軽減し合理化を図りました。

次に問題となったのが、富裕層による偽装分割問題です。本来は長男が単独で相続したにも関わらず、配偶者と兄弟5人で相続したように税務署に申告をし、遺産分割による相続税負担の軽減を図るというものです。これに対して、昭和33年度の税制改正において、相続税に遺産課税と遺産取得課税の二つの課税方式を取り入れた「法定相続分課税方式による遺産取得税方式」に改められました。

法定相続分課税方式とは、すべての相続人が納める相続税の総額を、遺産総額と、法定相続人の数とその法定相続分によって決定するものです。これによって相続税額は、単独相続でも、均分相続でも無関係に同一の負担となります。

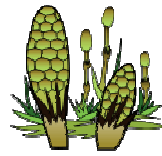
これ以降、抜本的な改正は行われていませので、この制度が現在まで維持されています。

以上





まなびや



この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

第88号 平成27年4月30日
発行：土地家屋調査士法人 測量舎
〒130-0021
東京都墨田区緑1-24-5 4F
TEL：03（3846）1413
FAX：03（3846）1416
E-mail：tokyo@sokuryousha.jp
URL：http://www.sokuryousha.jp

<不動産登記Q&A> Vol.179

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）
（測量士・基準点測量1級専門技術者）

Q 土地の表示に関する登記には
どのようなものがあるのですか？（その4）

A 2. 土地の表示の変更の登記

土地の表題の登記をしたのちに、その土地の表示の登記事項、①所在、②地番、③地目、④地積、⑤表題部所有者の表示に変更があった場合には、実体と登記の記載を一致させるため、土地の表示の変更の登記をすべきことになります。

③地目の変更の登記

地目の変更の登記とは、土地の登記事項である地目に変更が生じた場合、その表示を変更後の表示にするための登記です。

ある土地の利用目的を変更しようとするときに、その土地のもつ公共的性格や行政政策的見地から、一定の制限を受ける場合があります。制限を受ける地目としては、保安林、墓地、農地などです。

農地は、優良な農地を確保して農業生産力を維持し、農業経営の安定を図るため、勝手な農地の改廃は認めないとの国の農業政策上



の理念から、農地を農地以外の土地に地目変更しようとするときは、原則として都道府県知事または農林水産大臣の許可を受ける必要があります。

しかし、農地を農地以外の地目に変更する登記手続きも、その他の土地の地目変更と別段異なるものではありません。

不動産の現況を如実に、しかもすみやかに登記簿に反映させようとする不動産登記制度の趣旨からみれば、それが自然現象によるものであれ、人為に基づくものであれ、現況がすでに農地でなくなっている場合には、その地目変更につき都道府県知事の許可がなく、罰則の適用があったとしても、所有者は地目変更登記を申請する義務があります。

それとは逆に、たとえ農地法に基づく許可を受けたとしても、現実にその地目を変更しない限り、地目変更登記をすることはできません。

